

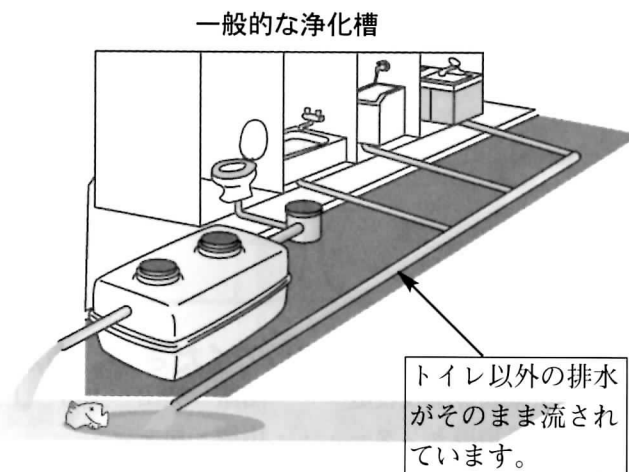
下水道課からお知らせ

下水道事業は、公共用水域の保全と地域環境並びに生活環境の改善を目指して、平成5年度から着手してきました。今回は生活排水処理の現状と改善方法について説明します。

一般的な生活排水処理の現状

現在の生活排水処理の実態は、右の図のとおり「単独処理浄化槽」による処理がほとんどです。トイレ以外の排水(台所・風呂・洗濯など)がそのまま流されるため、河川の汚れの主な原因になっています。また、水が流れていない水路へ放流している場合は、悪臭の発生源にもなっています。平成13年の建築基準法の改正で単独処理浄化槽は廃止され、新築の際には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。

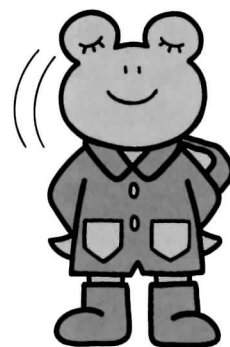
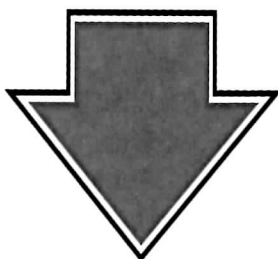
なお、既に設置されている単独処理浄化槽も浄化槽法により、保守点検・清掃・水質検査が設置者に義務付けられています。



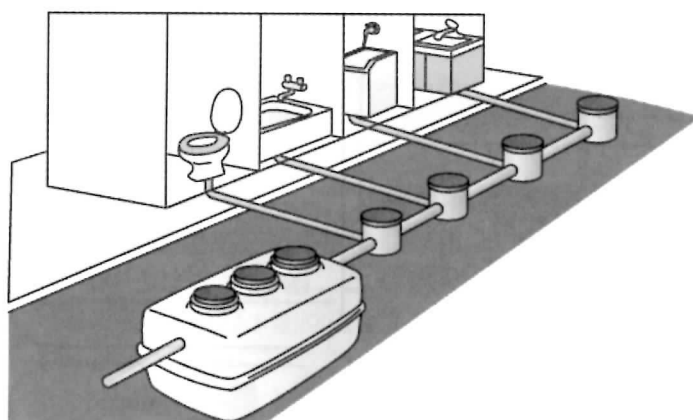
浄化槽法による浄化槽設置者が行う維持管理

- 保守点検(年3～4回)・・・知事の登録を受けた保守点検業者
- 清掃(年1回)・・・市長が許可した清掃業者
- 放流水の水質検査(設置後3～8カ月の間に年1回)・・・(社)山梨県浄化槽協会に依頼
- 放流水の水質検査(使用開始2年目以降年1回)・・・(社)山梨県浄化槽協会に依頼

生活排水処理を改善する方法としては、次の2種類があります。



①合併処理浄化槽の設置



合併処理浄化槽の設置対象区域は、下水道の未整備区域(東桂、三吉、開地、盛里、宝、禾生・谷村の一部)になります。

合併処理浄化槽の特徴

- 設置に要する日数が短期間(1週間程度)で済みます。
- 家庭排水の全てを処理するため、単独処理浄化槽に比べ放流水の汚れが1/8程度になり、下水道と同等の水質基準が確保できます。
- 放流先の確保が必要となります。
- 設置にあたっては、小型自動車1台分程度のスペースが必要になります。
- 保守点検(年3～4回)清掃(年1回)で約30,000円、水質検査(年1回)に約4,000円がかかります。
- 浄化槽本体及びブロー(送風機)は耐用年数が限られているため、交換時には多額の費用がかかります。
- 維持管理を適切に行わないと、浄化槽から悪臭が発生し地域環境が悪くなることがあります。
- 新たに浄化槽を設置する場合には補助金制度があります。

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円